

## 三重県公衆浴場法施行条例の一部改正案に対する主なご意見と県の考え方

### 対応区分

- ①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。  
 ②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。  
 ③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。  
 ④反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)  
 ⑤その他:①～④に該当しないもの。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	混浴制限年齢について	障がい者や障害児、要介護者など、体の不自由な方は、ひとりで入浴できず、見守りが必要で、家族が付き添って入(混)浴している方もいるで、家族風呂は、混浴の対象にしてほしい。	②	障がい者の方など介助が必要な方の家族風呂の利用については、以前より本条例で規定する混浴制限年齢制限の規定を適用していません。
2		何歳の表記よりも何年生の表記にして欲しい。	④	子どもの場合、同学年でも生まれた時期によって体格等成長に差が生じることがあり、また今回の改正の基となった国の「公衆浴場における衛生等管理要領」においても年齢で表記されていることから、条例案に反映するのは困難です。
3	衛生管理について	濾過器、集毛器などは定期的に掃除しているが、全てを毎日するのは、場所によってはほぼ何も入っていない箇所もあり、意味があるのか。	①	ろ過器の清掃頻度は、国の「公衆浴場における衛生等管理要領」に基づき1週間に1回以上と規定しています。 集毛器の清掃消毒頻度についても、国の要領に基づき、循環配管においてろ過器の上流に設置されている集毛器については、「毎日清掃すること」としましたが、それ以外の集毛器については、ご意見を踏まえ「定期的に清掃すること」としました。